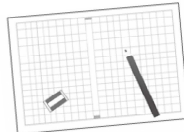


こども Do(ど) まんなか 作文募集

趣旨 令和5年4月に「こども家庭庁」が設置され、「こども基本法」が施行されました。こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、こどもや若者の意見を聴き、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを社会全体で実践していくこととしています。まずは聴くこと。知ることから。日ごろから皆さんが思っていること、日々の生活の中で不思議に思うことや疑問に感じることなど、広く意見を募集します。

作文募集要項

- **応募資格**：吉野川市内在住の小学生・中学生・高校生【応募者全員に参加賞有】
(吉野川市内の小・中学校および高等学校に市外から通学する児童・生徒を含みます)
- **テーマ**：例 ①こんな国、こんな吉野川市になってほしい
②さまざまなルール（交通ルールやマナーなど）について思うこと
③「こどもまんなか社会」という言葉から想像する未来 など
- **応募規定**：400字詰め原稿用紙2～3枚まで（A4レポート用紙などに書いたものも可）
作文には学校名、学年、氏名を明記してください。
◎応募作品は本人が創作したもので、未発表のものに限りません。
◎作文は返却しません。
- **応募期限**：8月31日(木) 必着
- **提出先**：〒776-8611 吉野川市子育て支援課 児童総務係 あて
※吉野川市内の小・中学校・高等学校に通学している生徒は、作品を学校に提出してください。
その他の方は、住所、氏名、年齢、電話番号を記載し、吉野川市子育て支援課まで持参、または郵送してください。
- **個人情報の使用について**：応募に関する個人情報については、本事業に必要な範囲で利用します。
応募者の同意なく他の目的に使用することはありません。



●問い合わせ 子育て支援課 ☎22-2266 FAX22-2245

みんなで取り組むごみ減量

ごみ減量に関する新たな取り組みの実証実験をはじめます。

1. 飲料用紙パックのリサイクル

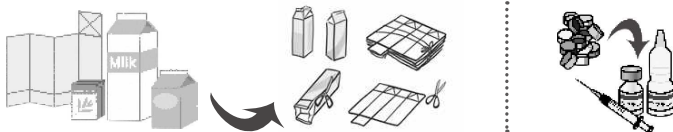
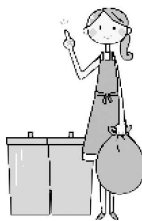
飲料用紙パックを所定の場所で回収します。

回収場所：市役所本館東側 廃食用油回収所横、各支所（川島・山川・美郷）

2. ペットボトルキャップのリサイクル

ペットボトルのキャップを回収し、そのキャップの買取相当額をワクチンの費用に充て、世界の子どもたちにワクチンを届けます。

回収場所：川島支所、山川支所、モデル集積所（市役所・西麻植・牛島・美郷）



ごみ減量の取り組みなどについては、こちらの二次元コードから→



●問い合わせ 事業推進課 ☎22-2287 FAX22-2247

吉野川市ホームページ <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和5年7月31日」となっている【緑色】の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月下旬ごろに国保年金課から、有効期限 **令和6年7月31日**と記載された新しい被保険者証【オレンジ色】をお届けします。

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの一部負担金の割合(1割、2割または3割)は、令和4年中の所得に基づき、判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証【緑色】は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、間違いないように注意してください。



後期高齢者医療被保険者証
有効期限 **令和6年7月31日**



※ご確認ください!



新しい被保険者証の有効期限は **令和6年7月31日** になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他合計所得金額が320万円未満」は1割
2割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額が320万円以上」は2割
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)
補足②	70歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	

①後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、減額認定証)は、有効期限が「令和5年7月31日」となっています。

令和4年度の減額認定証をお持ちの方で令和5年度住民税非課税世帯の方には、7月下旬ごろに国保年金課から**8月1日以降に使用可能な減額認定証**をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で、**90日を超える入院(過去12カ月)**をされた方は、国保年金課に申請することで、入院時の食事がさらに減額されます。

※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当する方は速やかに申請してください。

②後期高齢者医療 限度額適用認定証(ねずみ色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下、限度額認定証)は、有効期限が「令和5年7月31日」となっています。

令和4年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和5年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月下旬ごろに国保年金課から、**8月1日以降に使用可能な限度額認定証**をお届けいたします。

更新申請書の提出は必要ありません。

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

本市公式SNS一覧はこちら

